

こども誰でも通園制度

Q & A

こども誰でも通園制度と一時預かり事業は違いはなんですか

一時預かり事業は、「保護者の立場からの必要性」に対応するものです。

こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長することを目的とした「こどもの育ちを応援」する制度です。

対象となるこどもにおいて、満3歳未満とはいつまでですか

3歳になる誕生日の前々日までです。

保育所等の利用を申請中（空き待ち中も含む）ですが利用できますか

利用可能です。また、保育所等への入園が決まった場合、入園予定日の前日までは利用ができます。

なお、保育所等への入園等により、こども誰でも通園制度を利用しなくなった場合は、消滅申請が必要です。

認可外保育施設を利用していますが利用できますか

利用可能です。その他、以下の施設・事業を利用している方も利用可能です。

- ・一時預かり事業
- ・幼稚園のプレ保育
- ・地域子育て支援センター



まだ生後6か月に達していませんが、あらかじめこども誰でも通園制度の認定を受けることは可能ですか

生後6か月未満でも認定申請は可能です。ただし、施設の利用予約は生後6か月を経過してからとなります。



これから土浦市に転入してきますが、転入前にこども誰でも通園制度の認定を申請できますか

土浦市外に住んでいる方は、土浦市への認定申請はできません。転入後に認定の申請をお願いします。



土浦市でこども誰でも通園制度の認定を受けていますが、市外の施設を利用することはできますか

利用可能です。土浦市外でこども誰でも通園制度の認定を受けている場合も、土浦市内の施設を利用することが可能です。

いつから通園制度の認定を申請できますか。また利用の流れを教えてください

4月1日からロゴフォームで申請できます。申請後、2週間程度で認定通知が届きましたら、初回面談予約をしてこども同伴で面談をします。面談終了後、利用予約をしていただき、利用します。利用時には利用料のお支払いもございますので、利用料を現金でご持参ください。



きょうだいで一緒に登園したい

こども1人毎の登録をお願いします。受け入れられる日時やこどもの人数・年齢は、それぞれの施設により異なります。初回面談の際に施設にご相談ください。





食事のアレルギーがあるが通園できますか

アレルギーへの対応は施設により異なりますので、利用を希望する施設にご相談ください。



定期利用の実施期間の途中で利用施設を変更/終了したい

利用施設の変更：利用施設の変更は可能ですが、施設毎に初回面談が必要となります。また、複数の施設を利用する場合でも月10時間を超えて利用することは出来ません。



利用終了：施設に利用終了の旨をお話ししていただき終了となります。他の施設をご利用する予定がない場合は、消滅申請書を市にご提出ください。

利用可能時間を超えてこどもを預けたい

こども誰でも通園制度では利用可能時間を超えた利用はできません。

「一時預かり事業」を実施している施設もございますので、活用をご検討ください。



ひと月の間に9時間30分利用しました。残りの30分だけで利用はできますか



1回あたり最低1時間の利用となっていますので、30分の利用はできません。





所用により20分遅れた迎えとなりました。20分の超過は**どう扱われますか**



1回あたり最低1時間の利用となっておりますので、20分の利用はできません。利用可能枠を超過した場合などには、1時間単位で超過利用したのものとして別途料金が発生する場合があります。



JOIN us!

